

安全で安心な町づくりを目指して

移動交番車が巡回

千葉県警察では、安全で安心できる県民生活を確保するため、移動交番活動を行っています。

4月1日(日)から、県内全警察署(成田国際空港署を除く)に移動交番車が配備されました。香取警察署にも配備されておりますので、移動交番車を見かけた際には、お気軽にお立ち寄りください。

◎移動交番車とは

女性警察官を含む警察官2名と交番相談員1名が乗車し、地域を巡回して事件・事故の多発地域やコミュニケーション施設等において交番を開設します。

◎活動内容

- ・生活安全や防犯に関する相談
- ・遺失など各種届け出の受理
- ・巡回パトロールや子供の見守り活動
- ・ひったくりや振り込め詐欺などの防犯講話
- ・高齢者などに対する交通安全指導 など



◎開設日時・場所

毎週木曜日午前10時から午前11時30分まで神崎ふれあいプラザの駐車場で開催しております。(諸事情により変更の場合あり)

その他の開設場所は、県警ホームページや警察署で配布する移動交番だよりなどでお知らせします。

お問い合わせは、香取警察署地域課 ☎0110までお願いします。

郡駐在所に、新しい駐在さんが着任



徳長 和査 二瓶 巡査

3月5日付けで郡駐在所に着任された二瓶巡査長をご紹介します。

勤続10年目の二瓶さんは28歳。ご出身は福島県で前任地は行徳警察署に勤務されていきました。

今後の抱負をお聞きすると、「初めての駐在所勤務ですが、神崎町は住みやすい町ですので、これからも住民の皆さんが安心して暮らせるよう頑張りますのでよろしく願います。」とのことでした。今後の二瓶巡査長のご活躍が期待されます。

5月27日◎は ゴミゼロの日!

毎年、皆さまのご協力により、県内統一キャンペーンとして行われている「ゴミゼロ運動」。

今年も、5月27日◎に実施されます。

身近な環境美化運動に、各地区の皆さまのご協力をお願いします。



国保だより

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定書等提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまで、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で高額医療費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは、医療機関等の窓口限度額適用認定書を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなりません。また、保険薬局等についても同様の取扱いを受けます。とができるようになります。

限度額適用認定証等は、役場町民課に事前に申請し、交付を受ける必要があります。(保険税を滞納していると、交付されない場合があります。) お問い合わせ

町民課国保年金係 ☎22113